

平成 27年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤオコー 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 川野 澄人 (コード番号 8279 東証第一部) 問合せ先責任者名 常務取締役経営管理本部長 上池 昌伸 (TEL 049-246-7000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後も適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、定款第31条(取締役の責任免除)および第42条(監査役の責任免除)として新設するものであります。なお、定款第31条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) その他、上記条文の新設に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日 (予定) 平成 27 年 6 月 23 日 (予定)

以 上

現 行 定 款	定款変更(案)
第1条~第30条 (条文省略)	第1条~第30条 (現行どおり)
(新設)	(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 <u>31</u> 条~第 <u>40</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条〜第 <u>41</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役の責任免除) 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者も含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 <u>41</u> 条~第 <u>48</u> 条 (条文省略)	第 <u>43</u> 条~第 <u>50</u> 条 (現行どおり)